

合併 3 年をふりかえって（案）

I 合併後のまちづくりの主要な取り組み

1. 健全な財政基盤づくりと地方自治新時代にふさわしい自立した自治体へ

（1）第4次鳥取市行財政改革大綱の策定（平成17年3月）

『市民等との協働』『顧客重視』『健全財政』『効率的な業務プロセス』『高度な執行体制』の5つの柱に沿った取組みを推進。

（2）山陰地方初の特例市に移行（平成17年10月1日）

環境行政、都市計画・建設行政、産業経済行政の分野で、26法令に基づく378項目の事務が県から市へ。権限委譲により、身近なまちづくりの自己決定力が拡大。

（3）第8次鳥取市総合計画の策定（H18年3月議会議決、同年4月スタート）

合併前の9市町村の歴史・文化・まちづくりを継承し、合併後初めて策定した総合計画。本市がまちづくりに取り組む総合的・基本的指針。

（4）ローカルマニフェストの取り組み

- ・高速道路を活かした地域経済の活性化
- ・観光資源の魅力アップにより観光客の大幅増加
- ・人口が増加していく住み良いまちづくり
- ・地域コミュニティの充実と強化
- ・市民との協働と市民サービスの向上

2. 新市の一体感の醸成

（1）本庁と総合支所の連携強化

- ・「支所長会議」を毎月2回開催。
- ・総合支所「支所長相談会」の実施、総合支所「市民の声・市長報告制度」の整備。

(2) 主要な事務事業調整

「激変緩和措置等を行う事務事業」34項目のうち、7項目は既に新制度をスタート、25項目が平成20年度から平成22年度に、2項目が平成27年度から平成28年度に制度を統一するよう調整中。

(3) 国・県の合併支援措置を活用した新市まちづくりの推進

国の合併補助金(9.6億円)、県の合併支援交付金(10億円)、合併特例債(120.3億円)などの有利な財源を活用して事業を推進。

※()内金額は、平成16年度～平成18年度の実績。国の合併補助金と県の合併支援交付金は限度額に達している。

- ・合併特例債を活用して旧ダイエー鳥取駅南店を取得し(平成16年度)、鳥取市役所駅南庁舎と中央図書館を開設。
- ・合併特例債及び県の合併支援交付金を活用してCATV(ケーブルテレビ)網整備事業を実施。(平成16年度～18年度)　他

(4) 公共的団体等の統合、市民歌等の制定

- ・消防団、社会福祉協議会、老人クラブ、体育協会、観光協会、自治連合会、などの合併・統合。
- ・鳥取市民歌、市の木(サザンカ)、市の花(らっきょうの花)、市の鳥(オオルリ)の制定。
- ・とっとりきらめき祭や市民体育祭などの各種大会の開催。

3. 市民の声をまちづくりに反映

(1) 地域審議会の開催

- ・地域審議会 延べ132回開催、地域審議会会长会 8回開催、意見書11件提出(平成16年11月～平成19年10月)
- ・各地域審議会開催回数 年4回 → 年8回(平成19年度から)
- ・市長及び2人の副市長も地域審議会へ出席し、意見交換。

(2) 対話行政の推進

- ・「地域づくり懇談会」、「市長アワー」、「市長への手紙」、「市長と気軽にトーク・トーク」の実施。
- ・合併地域の「地域づくり懇談会」は、全地域で毎年実施。
- ・総合支所においては、「集落座談会」や「支所長相談会」を開催。

II 市民生活の変化について

1. 国民健康保険料（税）

- ・平成17年度から2年間の負担調整措置を講じ、平成19年度に料率を統一。
- ・保険料の地域間格差の是正と不公平感解消。

2. 介護保険料

- ・地域密着型のサービス基盤の促進やサービス利用にかかる経費（介護給付費等）を見込んだ結果、保険料基準額で平均25%増加。
- ・住民税非課税世帯の保険料は段階的な負担を設定し、著しい低所得の方への保険料軽減措置を全市に拡大。

3. 各種健康診査・検診料

- ・料金の統一により、自己負担金は全体的に減額、受診医療機関も拡大。

4. 障害者特別医療費助成

- ・平成17年度から鳥取市独自の制度を拡充。対象者拡大や助成額の増額など、制度を充実。
- ・県制度の見直し及び医療保険制度の改正等により、平成19年7月診療分から制度改正。

5. 保育料及び保育サービス

- ・平成17年度から国の徴収基準額表を基に、3歳未満児は基準額の概ね70%、3歳以上児は基準額の概ね80%。
- ・合併前の保育料に比べて高くなる階層は、平成19年度までは据え置きし、平成20年度から3年間で段階的に負担調整措置。
- ・平成18年度、待機児童0（ゼロ）を実現。
- ・合併により入所可能な保育園が拡大され、土曜午後保育や延長保育、病後児保育など、合併地域においては実施していなかった保育サービスも充実。

6. 自治会活動費補助金

- ・旧市町村単位の9つの自治組織は、平成19年6月1日に合併。
- ・42地区833自治会（町内会）
- ・「自治会活動活性化支援事業補助金」を平成17年度から新たに創設。
きらめくまちづくり事業（⑦10事業433万円、⑧14事業688万円）
コミュニティ活動支援事業（⑨286町内会1201万円、⑩350町内会1495万円）

7. 上水道料金、簡易水道料金

- ・国府地域の上水道料金は、合併時に鳥取市の料金に統一。河原、青谷地域は、平成 27 年度の水道料金統一が目標。
- ・簡易水道料金は、平成 28 年度統一を目指し平成 19 年度から料金を調整。

8. 公共下水道料金・集落排水施設使用料

- ・平成 19 年度から人頭制を従量制に移行。平成 21 年度まで段階的な負担調整を行いながら平成 22 年度に全市統一。

9. ごみ袋、ごみ収集

- ・ごみ袋は、合併時に最も安い鳥取市の制度に統一したが、平成 19 年 10 月からは、大型ごみの有料収集を合併地域においても導入するとともに、家庭ごみの有料化を全市的に導入。
- ・ごみ減量化や分別の推進に効果。

III 地域審議会等の意見

平成 19 年 7 月、8 月に開催された各地域審議会で、合併 3 年を振り返って委員のみなさんに意見をいただいた。

(主なもの)

1. 合併効果を指摘する意見

- ・保育サービスは、職員も増えて特別保育も可能になった。
- ・市内のどこからでも住民票などの証明書が取れるようになった。
- ・各地域の文化・体育・福祉施設が市民として使えるようになり、便利になった。
- ・ケーブルテレビの整備は大きな成果。行政・農業・イベントなどの情報量が多くていい。
- ・人間ドックの受診可能施設が増え、個人負担は少なくなって、受診しやすくなかった。

2. 合併後の課題を指摘する意見

- ・総合支所に権限がなく、きめ細かいサービスができなくなったのではないか。
- ・各種団体が統合されて小回りがきかなくなったのではないか。
- ・サービスが低下し、負担は重くなっている気がする。
- ・事業が縮小の方向で、地域の活動が小さくなっていくような思いがしている。

3. その他

- ・反省ばかりでなく、先のことを考えることが必要だ。

- ・旧町村と旧市とでは、住民と行政との距離感に感覚的な違いがあるのではないか。
- ・合併していなかったらどうなっていたかということを、合併していない近隣町と比較してみることも必要。
- ・行政にばかり頼るのではなく、自分たちの力で地域の活性化を図る必要がある。

IV 合併の効果について

1. 行財政改革効果

- ・合併による旧町村の特別職や議員数の減により、年間 5.9 億円の報酬削減。
- ・市職員数 合併時 1,572 人 → 1,482 人（平成 19 年 4 月 1 日）
定員適正化計画の目標値を上回る速さで人員削減
- ・平成 17 年度～平成 19 年度の 3 年間で合計約 110 億円の行財政改革効果。

2. 総合支所の空きスペースの活用

ほとんどの総合支所で会議室や事務所として市民等に貸し出し、積極的な活用を推進。

- ・国府町総合支所…各種団体の活動の場として「市民協働スペース」を提供。
- ・青谷町総合支所…基幹公民館図書室の移転、多目的ホール整備、鳥取県埋蔵文化財センター(青谷調査室)の移転。

3. 組織の専門化や体制の充実による専門性の向上

組織機構改革や人事異動により、組織の専門化や体制を強化

- ・防災調整監の設置 (平成 17 年 4 月)
- ・滞納整理室の設置 (平成 17 年 6 月)
- ・市民総合相談課の設置
- ・行財政改革課の設置
- ・検査契約課の設置
- ・鳥取市教育センターの設置 (平成 19 年 4 月)
- ・納付催告センターの設置 (平成 19 年 10 月)

V 課題への取り組み

1. 対応した主な事項

- ・支所共通経費の取り扱いルールの確立
　　総合支所の管理費は総合支所の直接要求とし、裁量枠を確保。
- ・公用マイクロバスの運行基準と運行体制の整備
　　統一的な運行基準を定め、東部、西部、南部のブロック単位での運行体制を整備。
- ・保健センターのブロック集約による体制整備
　　保健師の配置を見直し、乳幼児健診等の保健事業をブロック化・実施。
- ・教育委員会分室と基幹公民館の事務執行体制の一元化
　　分室と公民館の職員を兼務とし一体化、業務の効率化の向上と体制を強化。
- ・総合支所の地域振興機能の強化
　　「合併地域活性化推進事業」を整備し、総合支所の広聴機能、地域振興機能を強化。
- ・公金の取り扱いルールの確立
　　「公金の適正管理に関する改善方針」を策定し、内部検査を強化。

VI 今後の取り組み

1. 将来にわたる行財政基盤の確立への取り組み

- ・限られた財源を「選択と集中」により、真に必要なところに重点化し、サービスを提供。
- ・バランスの取れた行政運営と市民と行政が協働したまちづくりの推進。

2. 合併地域の振興

- ・地域振興策の成果を検証し、スクラップアンドビルドにより、新たな地域課題に対応する事業を追加するなどして、弾力的に施策を推進。

3. 総合支所の機能、あり方の見直し

全庁的に定員の適正化を進める中、市民サービスの維持・向上と行財政改革の両面から、総合支所のあり方を検討。

- ・地域振興、地域コミュニティ、広聴など住民に身近な業務に関する総合支所の執行体制の整備。
- ・市民生活課と福祉保健課の統合の検討。
- ・総合支所の業務内容に関する本庁集約、ブロック集約、支所移管などの検討。

4. 「鳥取市住民自治基本条例（仮称）」制定の取り組み

- ・まちづくりの基本理念や市民が主役の住民自治の基本ルールを明らかにすることにより、市民・行政などの協働のまちづくり、地域コミュニティの活性化、透明性の高い行政運営を推進。
- ・地域課題を解決するため、まちづくり協議会の組織化や協働事業の実施による新しいまちづくりのシステムを構築。

5. 地区公民館の活用による地域コミュニティの充実・強化

- ・地域コミュニティの充実・強化を図るため、地区公民館を生涯学習と地域コミュニティの活動拠点として整備。
- ・地域の実態に合わせた利用しやすい地区公民館の体制づくりを推進。

